

疑似命令文

——日本語モダリティの文法化の一事例——

山 岡 政 紀

0. モダリティの文法化

発話時に於ける発話内容に対する発話者の心的態度（以下、発話態度と呼ぶ）という漠然とした意味概念が、文法化されてモダリティとして扱われる仕方は言語によって多様である（Palmer (1986)）。文法化されない発話態度をそのまま統語論に持ち込むことは通常避けられている。その主な理由を簡単にまとめると、以下のようになる。

まず、発話の効力（illocutinary force）として実現する発話態度も領域に収めざるを得なくなる。これは、形式と対応せず、発話時の具体的状況によって変化するので、語用論的領域に立ち入らざるを得なくなる。言語形式以上の発話のレベルで検討しなければならないということ自体が脱文脈化した言語形式を資料とする統語論と一線を画す。具体例で言うと、「暑いなあ」という発話がある発話状況に於いて「水を持って来い」という命令の効力を発話態度として生じたとしても、その命令という発話態度の所在を特定できないし、無限の発話状況の可能性の中でこのレベルの効力の生じ方も無限であり、また相互に連続的であり、概念化、類型化できる性質のものではない。

さて、日本語に於いて発話態度を文法化してモダリティを認定する方略としては、通常助動詞や動詞の活用形などをモダリティ形式と指定することに拠っている。本稿では必ずしもモダリティではない語彙的意義を持つ実質語が発話行為に於いて発話態度を生じる場合に、そのうちのあるものはモダリティとして文法化する方法があるのではないかと、ということを考察することが目的である。文法化の方略としては「主格成分の人称指定」を用い、具体的事例として「疑似命令文」と呼ぶべき一群の文について取り上げる。

1. 指導行為の遂行

通常の文類型での命令文は、動詞の命令形やそれに準ずる形式（～て、～ヨウニ、～ナサイなど）がモダリティ形式として、命令のモダリティを決定している。一方、文形式のレベルでは平叙文に分類される動詞文の中に、ある場合に発話のレベルでは文形式の意義以上の「助言、許可、忠告」の効力を持つものがある。次のような例である。

- (1) 毎日勉強したほうがいいよ。
- (2) 少しは遊んでもいいよ。
- (3) 大学へ行きたいなら、うんと勉強するといい。
- (4) 今すぐに行くべきだ。

(5) せいぜい頑張ることだ。

そのような効力を認めた場合、その共通の特徴を次のように指摘できる。

① 聞き手に当該命題の行為の実行を促したり許可したりしている。

② 命題は聞き手の未来の行為を表現している。

このような特徴を持つ場合の効力を総括して「指導行為」と呼ぶことにする。もちろん、必ずしもこれらの文末形式が常に指導の効力を持たらすわけではない。

しかし、これまでの発話行為理論の問題点は、「暑いなあ」が「水を持ってこい」という依頼の効力を持つような、著しく場面に依存する場合と、ここで紹介したような、発話レベルではあっても場面や文脈には依存せず、一般的に発話の効力を認定しうるものとの決定的に区別する方法が無いことである。そこで本稿では、その一般性の本質を考察し、これらの文に文類型の上で一定の位置を与えてみたい。

2. 主格成分の人称指定

伝達のモダリティが動詞文の命題中の主格成分の人称を指定する機能を持っているということが既に多くの先行研究の中で述べられている(仁田(1979), (1985), 水谷信子(1985)など)。それらによると、命令文では必ず主格を第2人称に指定する。

(6) a *私が }
 b 君が } 今すぐに行け。
 c *彼が }

そして、実際の発話ではこの主格成分は省略されることが多い。これは英語の命令文での主語脱落のような統語的規則ではなく、語用論的に実現されるものである。聞き手への指向性を強調したり、複数の対象者の中から聞き手を特定するためには、「君が今すぐに行け」のように、人称詞を明示することが必要だからである。これを(7)のように記述する。{ } は省略された情報の意味のメタ的記述であることを示している。I は第1人称、II は第2人称の人称範疇だけを抽象した意義素ともいうべきもので、人称代名詞や固有名詞などが持つ、話し手、聞き手の人間関係その他の意味要素は排除されている。さらに、{ } の外に示した添え字は、それが名詞句の情報であり、かつ動詞が要求する必須格であった場合に、その表層格を表示したものである。(6) b と(7) は意味的に等しい。

(7) 今すぐに行け。+ {II} #

一方、～ホウガイイや～ベキダ等の形式は主格の人称指定の機能を持たない。どの人称に於いてもいずれも文法的である。

(8) a 私が }
 b 君が } 今すぐに行くべきだ。
 c 彼が }

ただし、(8)の a, b, c は統語的には等価でも、発話行為の観点から見れば、bだけが前節で示した①②の特徴を共に備えており、指導行為として「忠告」の効力を持っている。

次に、シナリオ資料での対話文の検討によると、主格成分が省略される場合には、(4)

のように、指導の効力を持つものが圧倒的に多い。直観的にはごく自然のことだが、その理由は簡単には説明できない。(4)は形式としては、省略されている主格が中立的である点で(9)と異なる)

(9) 今すぐに行くべきだ。+{II} #

もっとも、文脈等の場(註1)によって、第三者の主格が省略される場合、(10)のように、指導行為は遂行されない。

(10) a: 太郎ならまだその展覧会には行ってないそうだよ。

b: 今すぐに行くべきだ。+{太郎} #+ {その展覧会} =

bの発話の主格は第三者「太郎」である。(語彙項目が{ }内に明示されているものは、人称範疇としては必ずⅢ=第3人称である)

また、(11)のように過去時制をとれば、忠告の効力を持つことはなく、その主格成分も中立的であって、第2人称の解釈の可能性が高いことはない。従って、特徴の②となる。

(11) すぐに行くべきだった。

しかし、指導行為の遂行を認定すべき発話に、場の情報を介入させないレベルを認めることは可能であり、次節ではそれについて考察する。

3. 発話行為論による語用論的な意味解釈

Searle (1969) が提出した、発話行為が成立するための四種の適切性条件 (felicity conditions) において、助言行為の項は次のようになっている。なお、P: 命題, S: 話し手, H: 聞き手, A: 行為で、2の(1)は筆者が付加した。

1. 命題内容条件 (propositional content condition):

PはHによる未来の行為Aを表す。

2. 事前条件 (preparatory condition):

(1) SはHがAを実行する能力があると信じている。

(2) SにはAがHに利益を与えると信ずるだけの理由がある。

(3) Hが通常の事態の進行においてAを行うということは、SとHにとって自明ではない。

3. 誠実性条件 (sincerity condition):

SはAがHに利益を与えると信じている。

4. 本質条件 (essential condition):

AがHの最大の利益になるという趣旨を引き受けることとして見なされる。

これらの条件がすべて満たされていた場合に限って、当該の発話が助言行為を遂行することになる。日本語の忠告、許可等は概ねこれと同じ適切性条件を必要とし、少なくとも命題内容条件は完全に一致する。それが命題Pの統語構造に制約を課している。そこで次の二点の統語的条件に置き換えることができ、これが指導行為の特徴②を規定している。

1. 命題Pは動詞文であり、その主格は、能動態では必ず第2人称である。

2. 命題Pの動詞時制は非過去形でなくてはならない。

1. によって示されたことは、(8)の a, b, c のうち b だけが指導行為を遂行しうること

確認できる。問題は主格が省略されている事例の解釈についてである。

本稿で問題としている～ホウガイイ、～ベキダ等の文末形式は先にも述べた通り、人称指定の機能を何ら持たず、任意の命題の成立に関する当為の蓋然性についての話者の判断を示しているにすぎない。しかし、(4)「今すぐに行くべきだ」のような発話は非過去時制であり、なおかつ指導行為の他の適切性条件がすべて満たされているような文脈で用いられた場合には、唯一保留されている命題の主格成分に関しても、十分それを補うに足る強い類推が行われる。その際、不足の成分は当該の命題に於いて内的に補われる。

(10) b や (11) のように指導行為が成立しない場合は、発話行為としては主張 (assert)・陳述 (state) 行為が遂行されていることになる。その命題内容条件は「任意の命題」とされる。つまり、主張・陳述行為は命題内容に関して何ら制約を課さないわけで、このことは、命題内容の不足を補う情報が当該の命題には内的に存在しないことを意味する。(10) b でも、文脈情報によって補われなければ主張行為は遂行されないことがわかる。

従って、場の情報が全く用意されていないような中立的な発話状況においては、それを指導行為の遂行と解釈することによって内的に第2人称の主格を補う以外に、解釈の手立てはない。ここに、語用論的レベルではあるが、一種の人称指定ともいうべき現象を見出すことができる。「内的に」とは、通常聞き手が特定されていることを前提とする対話型談話では、第2人称を場の語彙情報によって特定する必要がないことを指している。

人称範疇の性質の側から確認したい。何らかの統語的要因により、ある名詞句の格が第1・2・3人称のいずれかの人称に一義的に規定されたとする。話し手、聞き手が既に特定されていることを前提として成立する対話型談話では、第1・2人称の場合は、即座に省略が可能になるのに対し、第3人称の場合は、人称の指定以外にその対象を特定しなければならないため、場の情報によって補われる以外は省略ができない。命令文で通常、主格が省略され得るのも、第2人称に指定されていることから、この事情によって実現する語用論的現象である。(7)について前節で述べた通りである。

これを裏返して言えば、(4)「今すぐに行くべきだ」という発話の解釈において、(9)のような +{II}# の解釈と、(10) b のような +{III}# の解釈では、解釈可能性が質的に異なり、前者の解釈がより優先的である、との先の説明に至るわけである。

さらに発話における語用論的情報の出所の問題にも関わる。つまり、話し手、聞き手の想定によって生じる発話情報と、場面や文脈の想定によって生じる発話情報とを、レベルの異なるものとして区別しようということである。そして、本稿では、従来一括して発話レベルとされた両者のうち、前者を統語的情報に準ずるものとして扱うことを提案する。

4. 文類型と疑似命令文

以上見てきたことから、「主格が欠落した現在時制の当為表現」という形式上の特徴によって記述された文を、一義的に指導行為として解釈しうるレベルが存在することがわかる。さらに、モダリティ形式を基準とする通常の文類型では、これらがすべて平叙文に分類されることから、指導行為を遂行しているこれらの発話を、通常の文類型に於いてもなお、平叙文から独立した一つの範疇とすることが可能と考え(他の範疇と交差範疇の関係

にならないため)、これらを疑似命令文と名付けることを提案したい。

この命名の理由は、命令文との統語的特徴の類似(主格の第2人称指定、非過去時制)によるもので、意味的にも聞き手にその未来の行為を指導するという共通点以外の差には目をつぶっている。その点だけに注目したとき、命令、指導、依頼等をまとめて、「命令系の効力」と呼ぶこともできる。

従って、意味的には各文末形式ごとに簡単に次のように下位分類として概念化できるが、文類型のレベルではこれらの区別は必然的ではない(すべて+{II}#)。

～ホウガイイ：助言

(12) 汚らしいことを考えるのはよしたほうがいい。(ハング)

(13) 今、うちへ帰らんほうがいいばい。(青春)

～テイイ・～テモイイ：許可

(14) 言いたいことがあるなら、言ってもいいよ。

～レバイイ・～トイイ・～タライイ

① 自足指示(どうすれば聞き手の願望が満たされるかの指示、助言)

(3) 大学へ行きたいなら、うんと勉強するといい。

② 許諾条件(どうすれば話し手が許諾できるか)

(15) 連絡くらいしてくれたらいいのに。(自由)

～ベキダ：忠告、勧告

(4) 今すぐに行くべきだ。

～コトダ：目標を合意した助言

(16) 残った資産もできるだけ早く手放すことです。(ハング)

(17) あまり、気にしないことね。(ハング)

5. 疑似命令文の疑問体^(注2)

疑似命令文が命令文と異なる点の一つは疑問体を持つことである。

(18) じゃあ、どうすればいいの。(時間)

(19) 謝りゃいいの?!(自由)

(20) 語学の勉強はしたほうがいいか。

(21) 中村君にそのことを話してもいいかい。

これらは、形式としては「疑問」だが、発話行為としては単なる疑問ではない。Searle(1969)での疑問行為は命題内容条件が主張・陳述行為と同様、「任意の命題」となっているのに対し、これらの発話行為はいずれも、「Sによる将来の行為A」が命題内容条件として必要である。従って、第3節で示したのと同様の理由により、語用論的に主格が第1人称に指定されているとすることができる。意味的には、自己の行為に関して、指導を仰いだり、許可を求めたり、など、やはり通常の疑問文と違う、指導要求行為とも言うべき発話行為を遂行している。

ただし、～トイイと～コトダには疑問体はない。

(22) *あまり、気にしないことか。

先に検討した指導行為とこれらとは、行為内容の質的な共通性により、疑似命令文の下位範疇とし、それぞれ平叙体、疑問体と呼ぶことにする。平叙体・疑問体の対立は命令文を除いて文類型の全体にわたる交差範疇と考える(注2)。

6. 命令文と疑似命令文の関係

疑似命令文を通常の文類型の中で範疇化したことの一理由の一つに、疑似命令文が命令文の機能を補う関係が見られるということがある。

例えば、相手が自分に命令する意志があるのかどうかを尋ねる場合には、通常の命令文では対応する疑問体がないため、(18)~(21)のような形に取ってかわられる。

また、通常の命令文では待遇表現の面とは別に命令するという行為自体の強要性を和らげるために疑似命令文を用いることが大いにありうる。つまり、(7)のようにはっきり言いにくいとき、(4)や(23)のような表現を用いることが十分にありうる。(24)は待遇表現の面で和らげているが、命令という発話行為自体は和らいでいない。

- (7) 今すぐに行け。
- (4) 今すぐに行くべきだ。
- (23) 今すぐに行ったほうがいい。
- (24) 今すぐに行って下さい。

7. 命令系の効力を持つ他の表現

補助動詞的に機能する \sim テホシイ、 \sim テモライタイの語彙的意義は単なる相手の動作に対する欲求の意思表示であるにも関わらず、実際の発話では依頼の効力を持つことが多い。その場合、主格、与格ともに省略されていることが多い。

まず、 \sim テモライタイが下接する(25)のような例について考えてみよう。

- (25) 金を返してもらいたい。

「 \sim タイ」と補助動詞「 \sim テモラウ」は格の人称指定について次のような構造を持っている(注3)。-Iは語彙情報による特定が必要なので必ずしも省略できないので[]で表す。

- (26) {I}が+Vタイ
- (27) {I}が+[-I]=+Vテモラウ

嬉シイ、サミシイ、 \sim タイなどの感情形容詞が、陳述緩用法のモダリティ形式を伴わない述語用法では話し手自身の感情の直接的な表出であり、主格が第1人称に指定され、語用論的省略が可能になることはこれまで指摘された((26))。授受表現も、一種の人称指定的現象が見られる。対話型談話での「 \sim テモラウ」は、主格が話し手(I)で、与格が話し手以外(-I)と定式化できる((27))。

両者は融合して(28)のようになる。(26)のVに(27)のVテモラウが一致する埋め込み構造である。そして、指導行為において主格が第2人称であるという条件があったのと同様の原理が与格について働き、(29)のように第2人称に語用論的に指定する。

- (28) {I}が+[-I]=+Vテモライ+タイ

(29) $\{I\}_G + \{II\}_= + V$ テモライ + タイ

従って、(25) は通常、意味的には次のような発話として記述できる。

(30) 金を返してもらいたい。 + $\{I\}_G + \{II\}_=$

つまり、相手の行為によって利益を得たいという話し手の感情の表出である。

以上のことから、この種の文では主格が第1人称に指定され、省略された与格も語用論的な人称指定によって、第2人称の解釈が一義的に想定されるレベルがある。

「～テホシイ」は、とりあえず「～テモライタイ」の変異形と考えたい

さて、これらを疑似命令文と扱うべきかどうかについて考えたい。

(26) には、感情表出という発話行為が成立するための適切性条件が必要で、その命題内容条件は「PはSによる未来または非現実の行為A」となるが、A=「Hに行為A'をしてもらう行為」として代入すると、必然として次のような系が生じる。

命題内容条件: P' は H による未来の行為 A'

他の適切性条件についても同様の方法をとると、依頼行為の適切性条件と全く等しくなる。

すると、～テモライタイ、～テホシイは、命題Pに関して感情表出の効力を持ち、命題P'に関して依頼の効力を持つわけで、効力の発動に二重構造を認めることができる。つまり意味的には、聞き手への依頼とそれに対する話し手の願望が融合したものとすることができる。さて、直接に文形式として実現されるのは命題Pであって、命題P'はそこに埋め込まれていることになる。命題Pの主格は、感情表出によって第1人称に指定されているが、文類型には形式的な基準が求められるので、これを文類型の際に取る。従って、本稿ではこれら依頼行為を遂行する文は、山岡(1987)で感情文(注2)としたグループに分類される。命題P'の人称指定は、この場合命題Pの与格成分を第2人称に指定する。

この方法では、主格指定のみをモダリティ認定の基準とするが、与格指定も含める考え方をとるならば、モダリティ範疇を各文について一義的に認定できず、重層構造を持ち得るとすることになる。そのような考え方については、本稿の段階では考察できない。

下の(33)も与格を第2人称に指定するが、意向文(注2)に分類される。(24)のような、いわゆる遂行文(Performative Sentence)は疑似意向文(注2)に分類される。

ここで命令系の発話態度の四つのレベルを整理したい。次に挙げる七つの文は聞き手への命令、指導、依頼等の発話態度を持っているが、文法化できる度合いに差がある。

α 主格第2人称指定のモダリティ形式: (7) 今すぐに行け。 + $\{II\}_G$

β 主格第2人称指定の効力: (4) 今すぐに行くべきだ。 + $\{II\}_G$

γ 与格第2人称指定の効力: (31) 今すぐに行ってほしい。 + $\{I\}_G + \{II\}_=$

: (32) 今すぐに行ってもらいたい。 + $\{I\}_G + \{II\}_=$

: (33) 今すぐに行ってもらおう(か)。 + $\{I\}_G + \{II\}_=$

: (34) 今すぐに行くことを命じる。 + $\{I\}_G + \{II\}_=$

δ 完全に語用論的な発話態度: (35) あの人待ってるよ。

本稿では、(7)を命令文、(4)を疑似命令文とする。従来は α だけをモダリティとしたのを、本稿では β まで拡大したことになる。(31)~(34)は二次的なモダリティとしての認定を今後の課題としたい。(35)の発話態度は専ら命題と具体的状況によって表現され

ている。

8. 語用論的なモダリティの認定

このように、主格の人称指定を、日本語のモダリティを文法化する方略と考えるということは、発話態度が発話行為の適切性条件を介して命題に対して課している制約を、モダリティとして認定するということである。従って、本稿での文類型は、厳密には発話の種類である。しかし発話態度そのものの類型ではなく、形式的な基準に拠っている。話し手・聞き手という発話レベルの要素と第1・2人称という言語形式上の範疇との一体性を利用することによって、統語論と語用論を連続するものとして扱うのである。

逆に、従来指摘されたモダリティ形式の主格成分の人称指定の機能を、モダリティ形式ではなく、語用論的効力によるものと考えられることにもなる。その場合、命令文のように人称を指定するモダリティ形式を持つものは、適切性条件を満たすことが無条件に要求され、その結果一義的に効力を規定する、むしろ一種の特殊ケースと考えることになる。

注

1) 山岡(1987)では、発話時に話し手が聞き手と自分とが共有していると判断した情報を場と呼んだ。その成立要因は、場面、文脈、了解事項が挙げられる。

2) 山岡(1987)では最終的に定義した6グループのうち、疑問形のないものが命令文のみだったので、平叙と疑問の対立を交差範疇とし平叙体・疑問体と呼んだ。

また、感情文は6グループのうち、感情・感覚形容詞及び「思う」「困る」等の感情表出を意義とする動詞を述語とする文のことで、その基準となる主格の人称指定は平叙体で第1人称、疑問体で第2人称である。

意向文とは、～ウ・～ヨウをモダリティ形式として持つ文。主格の人称指定は第1人称(意志)、或は第1+2人称(第1人称の inclusive の複数=勧誘)で、その両者をまとめた呼称である。意向文は疑問体となっても指定される人称はかわらない。

疑似意向文はモダリティ形式が無標だが、発話時より未来の、発話者自身の行為に対する意志を表明しているもので、そのモダリティは主格成分を平叙体で第1人称、或は第1+2人称、疑問体で第2人称、或は第1+2人称に指定する。遂行文は人称指定のタイプがこれと全く同じであることから、疑似意向文に分類する。

3) 未発表の拙論「依頼行為と授受表現」で、このことを詳しく考察してある。

参考文献

- 草薙 裕(1988)「法情報に関する日英語対照」『言語情報処理の高度化』文部省科学研究費研究報告
仁田義雄(1979)「日本語文の表現類型」『英語と日本語と』くろしお出版
仁田義雄(1985)「主格の優位性——伝達のムードによる主格の人称指定」『日本語学』第四巻第十号
水谷信子(1985)『話しことばの文法』くろしお出版
山岡政紀(1987)「日本語の『場』と人称の研究」昭和62年度筑波大学博士課程中間論文
山梨正明(1986)「発話と解釈——言語機能と構造の復元性をめぐって」『談話構造のモデル化に関する認知科学的研究』文部省科学研究費特定研究報告
Palmer, F.R. (1986) *Mood and Modality*: Cambridge University Press

例文の出典

略号をカッコ内に示す。明記しないものは作例。なお、テレビドラマはビデオを併用。

映画「青春の門」 野上龍雄脚本『シナリオ』464号（青春）

同 「自由な女神たち」 金子成人脚本『シナリオ』391号（自由）

同 1987年6月19日テレビ朝日系放送「ザ・ハンゲマンGOGO」（ハンゲ）

同 1987年6月23日TBS系放送「時間ですよふたたび」（時間）

同 1987年9月25日テレビ朝日系放送「必殺剣劇人」（必殺）

同 1987年10月16日TBS系放送「男女7人秋物語」（男女）

付 記

本稿の作成にあたり、筑波大学の草薙裕教授の細部にわたる指導をいただいた。また、初稿の段階で同大学の中右実教授から、さらに思いがけず、大阪大学の仁田義雄助教授からも、助言を受けることができた。ここに御礼申し上げる。しかしながら、言うまでもなく、本稿の責任の所在は筆者にある。

（筑波大学博士課程文芸・言語研究科応用言語学）